

一般廃棄物中間処理施設の 広域整備について

小松島市

2017.5.26

資料目次

1. はじめに	1
2. 小松島市のごみ処理施設の現状と課題	2
3. ごみ処理施設広域整備の協議経過について	3
4. 建設候補地の選定について(建設候補地の抽出、評価・選定)	4
5. 現有施設の概要(ごみ焼却施設)	6
6. 新施設の概要	7
7. 本市施設の実測値(平成28年度)	8
8. 先進施設の実測値(平成27年度)	9
9. ダイオキシン類の発生と燃焼温度	10
10. スケジュール(案)	11
【資料】		
単位について	12

1. はじめに

小松島市の一般廃棄物中間処理施設(ごみ処理施設)は、昭和58年竣工から34年が経過したことにより、毎年度施設修繕に多額の経費を要しており、新たな施設整備が喫緊の課題となっております。

こうした経緯の下、平成28年6月から、県内で同様の課題を抱える徳島市と本市を含めた関係6市町において、ごみ処理施設の広域整備についての協議を進めております。

本日の説明会は、本市のごみ処理施設の現状と課題などを踏まえ、これまでの広域整備に向けた協議の経緯や、今後における施設の広域整備に向けた取り組みなど、市民の皆様方のご理解を深めていただく趣旨で開催するものです。

今後におきましても、市民の皆様方への情報提供を行う中で、徳島市との事業化を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

2. 小松島市のごみ処理施設の現状と課題

《現状》

- ・ごみ焼却施設の事業経過について
- ・施設整備の概要について

《課題》

- ・広域整備での検討と財政課題について
- ・広域整備までの現施設の対応について

3. ごみ処理施設広域整備の協議経過について

- 平成24年 7月 徳島東部地域環境施設整備推進協議会設置
(徳島市をはじめ、小松島市を含む7市町村)
広域整備に向けて具体的な検討・協議を行う
- 平成27年11月30日 佐那河内村長より建設候補地の白紙撤回申し出を受け、協議会
を解散
徳島市単独整備の方針を表明
- 平成28年 5月30日 小松島市をはじめとする周辺5市町から徳島市へ広域ごみ処理に
係る要望書を提出
- 11月 6市町長協議 徳島市内での候補地を決定
- 平成29年 3月 関係市町議会にて「一般廃棄物の広域処理に関する協定書」
(案)を報告
- 3月30日 関係市町による「一般廃棄物の広域処理に関する協定書」を締結

4. 建設候補地の選定について

—— 建設候補地の抽出 ——

徳島市説明会
資料より

1) 立地規制に係る地域の排除

排除条件

- ・都市計画用途地域(工業専用地域、工業地域、準工業地域を除く) ・地区計画区域 ・臨港地区区域 ・風致地区区域
- ・保安林 ・地域森林計画対象民有林 ・自然公園地域(東山溪県立自然公園) ・景観計画(重要な景観形成地域)
- ・農用地区域 ・河川(保全)区域 ・都市公園、公園、緑地

2) 施設立地が望ましくない地域の排除

排除条件

- ・砂防三法(地すべり・急傾斜・砂防) ・土砂災害防止法(土砂災害警戒区域等) ・河川浸水想定域、津波浸水深(3m以上のみ) ・埋蔵文化財 ・重要な自然環境(湿地、干潟:自然環境保全基礎調査)

3) 施設立地が可能な地域を抽出

抽出条件

- ・住居等の建物の立地状況(空き地があるか) ・公園、緑地の立地状況(空き地があるか)

4) 徳島市域から6箇所の候補地を抽出

4. 建設候補地の選定について

—— 建設候補地の評価・選定 ——

5) 評価項目・基準等の決定

評価項目

1 安全・安心の確保の視点

- ①活断層との位置関係
- ②津波洪水・河川洪水の影響
- ③その他の危険地域
- ④周辺人口との関係
- ⑤教育施設との位置関係
- ⑥医療・福祉施設との位置関係
- ⑦文化施設・観光施設との位置関係
- ⑧水道水源との位置関係

2 環境への配慮の視点

- ⑨道路混雑度
- ⑩人口重心からの距離
- ⑪他市町からの(合計)距離
- ⑫主要道路との接道状況
- ⑬雨水の放流先の状況
- ⑭環境配慮の視点からみた候補地の現状

3 計画的な財政運営の視点

- ⑮造成工事 ⑯用水の確保 ⑰地価
- ⑱地区の人口密度 ⑲土地所有者数
- ⑳徳島東部最終処分場との位置関係
- ㉑東部環境事業所との位置関係
- ㉒西部環境事業所との位置関係

6) 候補地の評価、順位づけ

7) 徳島市域から1箇所の候補地を選定

8) 徳島市と小松島市の両市からそれぞれ1箇所の候補地を提案

徳島市、小松島市共に5)の項目について同様の評価を行っています。

9) 最有力候補地を選定

徳島市飯谷町枇杷ノ久保の民間採石場跡地

5. 現有施設の概要(ごみ焼却施設)

市町名	処理能力	H27処理量 (日量)	比率(%)	搬入台数	稼働年数
徳島市	190t/日(東部)	81,136t (約222t/日)	72.7%	251台	37年
	180t/日(西部)				26年
小松島市	70t/日	12,064t (約33t/日)	10.8%	41台	34年
勝浦町	小松島市へ処理を委託(約4t/日)	1,058t (約3t/日)	0.9%	4台	—
石井町	30t/日	6,653t (約18t/日)	6.0%	26台	39年
松茂町	20t/日	5,200t (約14t/日)	4.7%	21台	18年
北島町	26t/日	5,556t (約15t/日)	4.9%	36台	32年
合 計	516t/日	111,667t (約306t/日)	100%	379台	—

※日量は、年間処理量を単に365日で割ったもの。

※搬入台数は、平成27年度調査による直営及び許可車両の一日当たりの延べ台数であり、別に一般持ち込みによる搬入車両があります。

※稼働年数は、平成29年4月時点

6. 新施設の概要

施設名	施設規模	処理概要
ごみ焼却施設 (熱回収施設)	未定	<p>可燃ごみや粗大ごみ・不燃ごみの可燃残渣(ざんさ)などを燃やし、熱を回収(発電)する施設です。</p> <p>処理方式は、焼却又はガス化溶融を基本として今後、具体的に検討します。</p>
リサイクルセンター	未定	<p>粗大ごみ、燃やせないごみ、缶、ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装などを破碎、選別、保管する施設です。</p> <p>現在、行っているごみの分別は、維持・徹底します。また、資源化をさらに進めます。</p>
付属施設	ごみ減量学習やリサイクル活動拠点の機能を有した施設を検討します。	

7. 本市施設の実測値(平成28年度)

項目	小松島市環境衛生センター 昭和58年稼働 処理能力70t/日(35t/日×2炉)		法規制値	
	1号炉	2号炉		
ばいじん (g/m ³ N)	0.01未満	0.01未満	0.15以下 (大気汚染防止法)	
塩化水素(HCl) (mg/m ³ N)	6.4	7.5	700以下 (大気汚染防止法)	
硫黄酸化物(Sox) (m ³ N/h)	0.01	0.04	1号炉	2号炉
			42.68以下	48.67以下
			(大気汚染防止法)	
窒素酸化物(NOx) (ppm)	63	103	250以下 (大気汚染防止法)	
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	0.03	0.0068	5以下 (ダイオキシン類対策特別措置法)	

8. 先進施設の実測値(平成27年度)

徳島市説明会
資料より

項目	大阪市東淀工場 平成22年稼働 処理能力 400t/日	法規制値
ばいじん (g/m ³ N)	0.0023未満	0.04以下 (大気汚染防止法)
塩化水素(HCl) (mg/m ³ N)	0.70	700以下 (大気汚染防止法)
硫黄酸化物(SO _x) (m ³ N/h)	0.0026	3.637以下 (大気汚染防止法)
窒素酸化物(NO _x) (ppm)	5.27	250以下 (大気汚染防止法)
ダイオキシン類(ng-TEQ/m ³ N)	0.00007	0.1以下 (ダイオキシン類対策特別措置法)

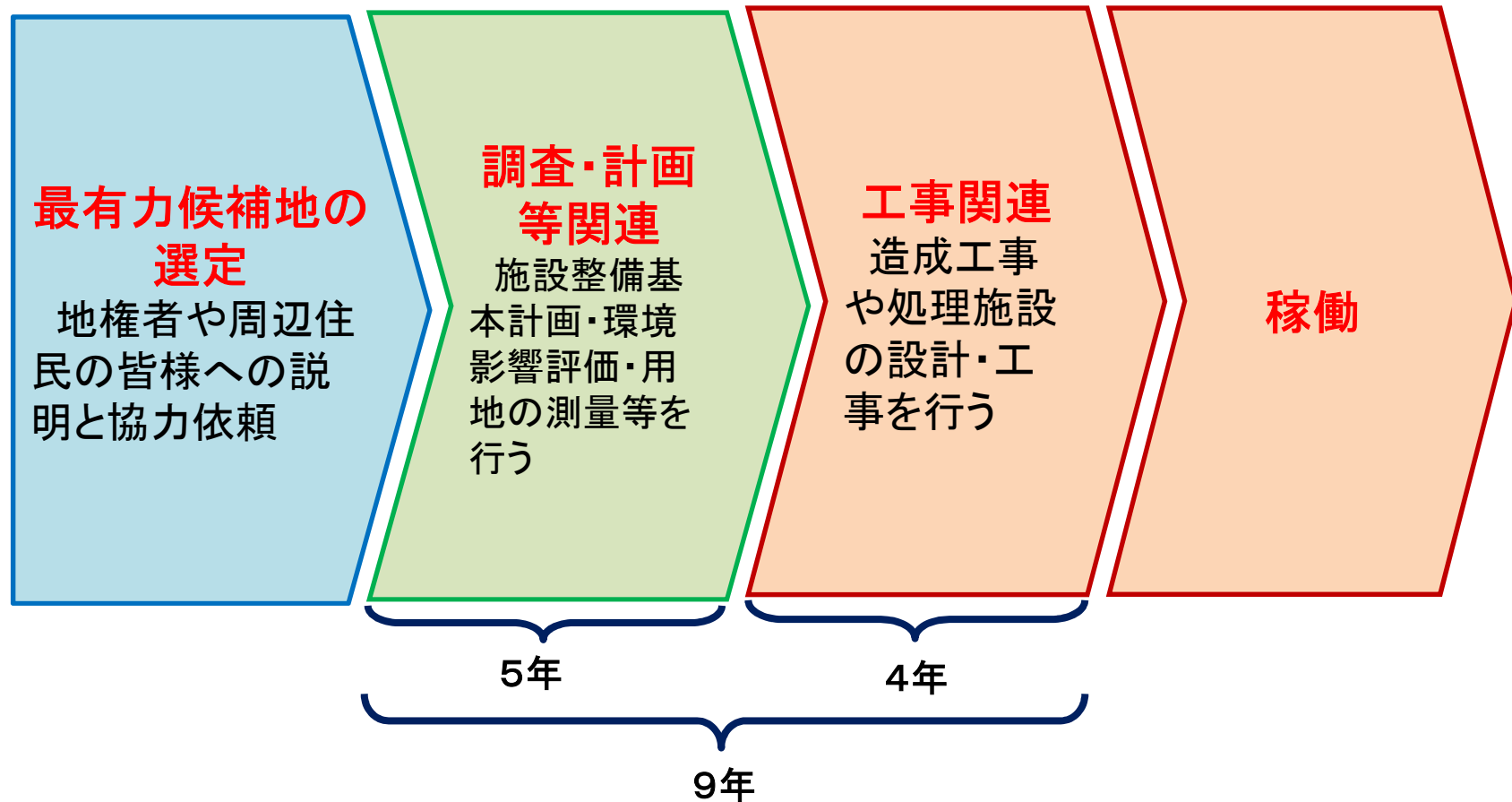
◎広域で整備する施設については、法規制値より更に厳しい自主規制値を設けます。

9. ダイオキシン類の発生と燃焼温度

ダイオキシン類は、800℃以上で分解し、300℃付近で再合成しやすい物質です。

今回計画する施設については、24時間の連続運転を行いますので、常に800℃（溶融炉の場合は1,200℃～1,800℃）以上の安定した燃焼が可能となり、ダイオキシン類の発生量を抑えることが可能となります。

10. スケジュール(案)



※地権者や周辺住民の皆様のご理解と協力が得られてから、約9年後の施設稼働を予定しています。

【資料】 単位について

ng ナノグラム 10億分の1グラム。

TEQ 毒性等量 (Toxic Equivalent) ダイオキシン類のなかで2,3,7,8-TCDD (四塩化ダイオキシン) の毒性の量に換算した値。

m³N ノルマル立方メートル 0°C、1気圧状態での体積。

ng-TEQ/ m³N 0.1ng-TEQ/m³Nとは、「理想気体(0°C、1気圧状態での体積)1m³中に、ダイオキシン類のなかで2,3,7,8-TCDD(四塩化ダイオキシン)なら0.1ngに相当する毒性のダイオキシン類が含まれている」という意味。

ppm ピーピーエム (parts per million) 百万分の1。1m³の大気中に1cm³の気体が含まれている状態は、 $1\text{m}^3 = (100\text{cm})^3 = 1,000,000\text{cm}^3 = 10^6\text{cm}^3$ であることから、体積比率では百万分の1となり、1ppmと表示される。